5　旧規則の条件に適合する九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は簡易無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあった場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

6　前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

第七条　この省令の施行の際現に開設されている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局（附則第二条第一項の規定によりなお効力を有するものとされたこの省令による改正前の施行規則第六条第四項第二号㈫に掲げる周波数の電波を使用する特定小電力無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の条件については、新規則の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までは、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現に受けている九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の効力については、この省令の施行後においても平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

3　旧規則の条件に適合する九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めがこの省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間にあった場合においては、当該技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例による。

4　前項の規定による技術基準適合証明等は、平成三十年三月三十一日までは、なお効力を有する。

5　第二項及び前項においてなお効力を有するものとされる九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の電波を使用する旧特定小電力無線局の無線設備に係る認証工事設計については、平成二十四年十二月三十一日までに製造された当該無線設備に限り、法第三十八条の二十六の表示を付すことができる。

第八条　この省令の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間は、新規則第四十九条の十四第七号又は第八号に規定する条件に適合する特定小電力無線局の無線設備については、九二六MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限り、技術基準適合証明等を受けることができる。

（無線設備規則の一部を改正する省令の一部改正）

第九条　無線設備規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年十二月三十一日」に改める。

附則第四項中「この省令の施行後においてもなお」を「平成三十年三月三十一日までは」に改める。

附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十四年七月二十四日」に改める。

告示

○総務省告示第五百十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成十二年郵政省告示第七百四十四号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

「

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（平成十七年総務省告示第八百八十三号第二項第二号㈡に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

」を

「

電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）	1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、上欄に掲げる無線局を通信の相手方とするもの	900MHzを超え915MHz以下 1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下 1,749.9MHzを超え1,759.9MHz以下 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下
	945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下 1,844.9MHzを超え1,854.9MHz以下 1,859.9MHzを超え1,879.9MHz以下（平成17年総務省告示第883号第2項第2号㈡に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHzを超え2,025MHz以下 2,545MHzを超え2,575MHz以下 2,595MHzを超え2,625MHz以下

」に改める。

附　則

1　この告示の施行の日から平成二十四年七月二十四日までの間における改正後の平成十二年郵政省告示第七百四十四号（以下「新告示」という。）の表の規定の適用については、同表の右欄中「900MHz」とあるのは「901MHz」とする。

2　この告示の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間における新告示の表の規定の適用については、同表の右欄中「1,462.9MHz以下」とあるのは「1,462.9MHz以下（1,455.35MHzを超え1,462.9MHz以下（北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）」と、「1,510.9MHz以下」とあるのは「1,510.9MHz以下（1,503.35MHzを超え1,510.9MHz以下（北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）」とする。